

北見市公共建築物木造化・木質化推進方針(案)

1. 趣旨

近年、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量増加による地球環境の悪化が進んでいることから、二酸化炭素吸収源としての森林整備が強く求められており、さらには、森林から生産される木材は、二酸化炭素を環境に放出せずに貯える機能を有するばかりでなく、伐採後の植林により再生産が可能な資源としても、大きな期待が寄せられている。

北見市は、豊かな森林資源に恵まれ、林業・林産業が基幹産業の一つともなっており、地域の森林から生産された木材を地域において積極的に活用することは、森林の適切な整備の促進を通じた資源循環型社会の構築や地域経済の活性化に資することとなる。

また、公共建築物などへの木材利用は、木のぬくもりや温かみなど、ストレスの少ない、人にやさしい癒しの空間を広く市民に提供するものであり、良好な生活環境づくりにも大きな役割を果たすものである。

こうしたことから、北見市の公共建築物の整備に当たっては、地域材を活用した木造化・木質化を推進する。

2. 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域材」とは、原則として、北見市内の森林から産出された木材及びその加工品とするが、それらが手当てできない場合にあっては、オホーツク産あるいは北海道産の木材及びその加工品とする。
- (2) 「木造化」とは、施設の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、屋根等)の全て又は一部に地域材を使って木造とする新築及び増改築とする。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装の全て又は一部に地域材を用いることとする。

3. 木造化・木質化の基本方針

- (1) 不特定多数の市民が利用する公共施設であって、建築物の木造化・木質化を図ることができる施設等を対象として、施設の用途、規模及び建築基準法等を勘案するとともに、公共事業のコスト縮減に取り組む必要性などにも十分留意しながら、地域材を活用した木造化・木質化を推進する。
- (2) 木造化については、別表1「木造化推進基準」に該当する施設において推進することとし、木質化については、別表2「木質化推進基準」に該当する施設において推進することとする。
- (3) 各施設において使用する家具などについても積極的に地域材を活用した木質製品の導入に努めるものとする。
- (4) 地域材を活用して木造化・木質化した施設や木製品等を導入した施設については、広く市内外に積極的にPRし、地域材の利活用の促進に努めることとする。

4. 推進方法

市の各関係部局においては、この推進方針に沿った公共建築物の木造化・木質化を検討するとともに、別途、庁内に設置する木材利用推進会議において、取り組みの状況を確認するなど、推進方針の実施に向けた必要な協議を進めることとする。

